

東村山市市民ステーションサンパルネ市民運営会議設置要領

(設置)

第1 東村山市市民ステーションサンパルネ（以下「サンパルネ」という。）の事業の円滑な運営を図るため、サンパルネの管理に関する基本協定に基づき、サンパルネ市民運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) サンパルネの事業運営及び施設管理に関する意見又は要望

(2) サンパルネの事業運営に関する意見交換及び事業に関する企画提案

(組織)

第3 運営会議は、市民、有識者、指定管理者および市職員で、14名以内の委員をもって組織する。

2 前項の市民委員については、公募による。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 運営会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代表する。

(会議)

第6 運営会議は、会長が招集する。

2 運営会議は、必要があると認めるときは、専門有資格者および委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報償等)

第7 委員の報償等は、無償とする。

(庶務)

第8 運営会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理をする。

(適用)

第9 この要領は平成31年2月14日より適用する。